

第23回入善町農業委員会議事録

平成28年6月2日午後1時30分から第23回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 11名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	6番 柳澤勝譽志
7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	17番 中島由起子	

欠席委員 6名

4番 塚田周一	9番 紺田與規一	10番 愛場正利	13番 松原二美榮
16番 市森孝義	18番 手塚喜志子		

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第87号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第88号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第89号 入善町農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。

長田委員の訃報には、大変驚きました。長田委員は、大変真面目に委員活動に取り組んでおられたのが印象に残っております。深く感謝の敬意を表し、みなさんで黙祷をしたいと思います。

さて、本日午前、新潟県見附市農業委員会の視察対応をしたところですが、農地面積及び農業委員の定数ともに当町と類似したところでした。ただ、認定農業者の内法人が7経営体しかないことに驚きました。また、事前に3月の議事録を確認したところ、その委員会及び今回の視察には全員参加と農繁期が始まった時期にも関わらず、委員活動に対して、みなさん真剣に望んでおられているなと感じました。

本日の出席者数は少ないですが、慎重審理いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第23回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。14番上島委員と15番松澤委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第86号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案86号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は、藤原〇〇、外2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は計8,998㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町横山〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から自動車ですべて約5分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間300日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、313,161㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、紺田委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、上飯野新〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は111㎡です。

譲渡人は、上飯野新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、上飯野新〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人が所有する農地の権利を整理するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩約5分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間8ヶ月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、115,592㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、長田委員にいただいております。

なお、確認いただいている両委員は、本日おられません、事前に指摘等はいただいておりますので申し添えます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

ご意見はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第86号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第87号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。この議案につきましては、私が当事者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席いたします。

(会長退席)

議長 (酒井会長職務代理者)

それでは、日程第4、議案第87号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第87号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町上飯野新〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は122㎡です。

譲渡人は、入善町上飯野新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町上飯野新〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家住宅敷地拡張」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんの母は、膝の手術をしてから歩行が困難になり、特に階段を上がるのが難しいため、居住部分を1階に移す計画としたことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、既存の宅地に接続する農地を利用して、住宅を増築し、寝室、居間等として利用する計画であり、必要な面積を認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(e)による、「既存の施設の拡張」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

この申請地は、平成28年4月21日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地

改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、申請地は入善町一宿〇〇、台帳地目は田、現況地目は畑で、面積は370㎡です。譲渡人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町一宿〇〇番地の〇〇です。転用目的は「デイケア施設敷地」で、契約内容は賃貸借権の設定です。

申請者の〇〇は、日帰り介護や短期入所生活介護等を行う事業所ですが、現在の施設が老朽化してきたことと、利用者の増加から、新たな施設の建設を計画したことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、建物の一部と町道からの乗入れ部分とし、利用者の安全な送迎を考えると必要なスペースであり、必要最小限の面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「デイケア施設敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のfによる、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものである」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番、申請地は入善町梶山〇〇、外2筆の計3筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は合計280㎡です。譲渡人は入善町梶山〇〇番地の〇〇さん、同じく〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町梶山〇〇番地の有限会社〇〇です。転用目的は「乾燥機等設置敷地」で、契約内容は賃貸借権の設定です。

譲受人の有限会社〇〇は、水稻、大豆、チューリップ切花等を中心に、現在約95haを経営する農地所有適格法人です。申請地の隣接地にある、乾燥施設において乾燥機7台で作業を行ってきましたが、経営規模の拡大に伴い能力不足になってきたことから、既存の籾殻置場を隣接地に移動させて、乾燥機を設置する計画です。

申請地は、乾燥機設置、籾殻置場、通路等として利用する計画であり、必要最小限な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「農業用施設敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbによる、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成28年4月22日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしく申し上げます。

議長（酒井会長職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

事務局

申請番号1番は、長田委員ですが、特段の指摘はいただいております。

柳澤委員

申請番号2番ですが、ただ今の説明のとおりであり、施設の利用者の増加に伴い、必要な申請であると判断しました。

上島委員

申請番号3番は、私が確認しました。事務局の説明のとおりで問題ありません。

議長（酒井会長職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

笹原委員

申請番号1番と議案第86号の申請番号2番の申請者と同一ですが、関係があるのですか。

事務局

転用は必要な面積だけとしたためであり、残地部分は農地として、同一者が利用するためです。

議長（酒井会長職務代理者）

他にご意見等はありませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井会長職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第87号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井会長職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

（会長入場）

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第88号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第88号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年6月2日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、再設定1件の申請です。

申請番号1番。舟見〇〇、舟見〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積は5,606㎡、貸付人は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、賃借料は10aあたり12,200円で、期間は10年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用

土地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第88号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第89号、入善町農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第89号、入善町農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日20経営第5791号）及び農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日27経営第2933号）に基づき、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求める。平成28年6月2日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農業委員会活動の公平性や透明性が求められるようになったことから、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、これを公表することになっています。

これにつきまして、平成28年4月1日の農業委員会法改正により、変更点が2点ございます。

まず、1点目は、活動の点検・評価及び活動計画の様式が変更となりました。本日審議していただきます平成27年度活動点検・評価につきましては、改正前ということで、旧様式となっております。平成28年度の活動計画につきましては、新様式となっております。

2点目につきましては、これまで公表の際に、ホームページなどで地域の農業者等からの意見聴取を30日間以上行うこととなっておりますが、今後は公表不要となります。

ただし、点検・評価の際には、意見聴取の代わりに活動を通じて得られた意見を記載することとなります。

今回審議していただく27年度の活動点検・評価の流れとしましては、3月までに案を作成し、4月の農業委員会で審議していただいた案を町のホームページにおいて、30日以上期間、公表したところがあります。公表期間は4月18日から5月18日までの1ヶ月間公表しました。そこで地域の農業者等から意見や要望を募集し、その意見を踏まえて最終的にまとめたものを、6月の農業委員会で決定し、決定したものを再びホームページなどで公表する、という流れになります。

意見募集の結果としては、地域の農業者等からの意見はありませんでした。寄せられた御意見等の総数：0件、全て「該当なし」となっています。

これが点検・評価の中にどのように反映されているかということ、まず、「平成27年度の点検・評価」の中の「法令事務」については、12ページに意見をまとめる様式になっておりまして、全て「計0件」となっています。

つづいて、法令事務のうち遊休農地に関する評価と、促進等事務に関する評価については、それぞれ案に対する意見と、意見を踏まえた評価の決定を記載する様式になっており、それぞれの項目について、「意見等」は「計0件」、「目標に対する評価」の決定に記載しています。その他の内容につきましては、4月の農業委員会で審議していただいたものと変更ありません。

平成28年度の目標及び活動計画（案）につきましては、地域の農業者等からの意見や要望を募集することが不要となったことから、この6月の農業委員会で審議・決定していただき、その決定したものを27年度の活動の点検・評価と一緒に公表する、という流れになります。

活動計画については、改正後の新様式に記載することになっており、記載する内容として大きな変更はありませんが、「Ⅰ農業委員会の状況」について、新たに記載することとなっております。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。

農家・農地等の概要ですが、主に農林業センサス等に基づいて記載しております。

農業委員会の現在の体制ですが、旧制度に基づく委員会として、任期満了の平成29年7月19日までの委員数を記載しております。

次に、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。

まず、現状及び課題です。平成28年3月現在の現状としては、管内農地面積は3,702.4haで、集積面積は2,077.6ha、集積率は56.1%です。課題としては、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足、米価下落による経営不振等で投資を継続する余力がないなどの理由により、引き続き離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。

目標としては、集積面積が、昨年と同じで80haで、設定の考え方としては、近年の年間平均増加数から目標を設定しました。活動計画としては、引き続き入善町農業公社が、農地の貸し借りに関する総合的な窓口となって充実した相談体制を継続し、公共的媒体を活用した利用権設定の制度内容等の周知・啓発に努め、農地中間管理事業による機構集積協力金等の助成制度を有効に活用しながら、農地利用集積の積極的な推進を図ります。

具体的には、町のホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動は随時行い、7月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行います。

また、農業委員と担い手との懇談会において、農地の利用集積の働きかけを行います。

「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

現状及び課題としては、直近3ヶ年の新規参入状況として、26年度に1経営体で、取得した農地面積

は15.8haとなっております。課題としては、新規就農の初期投資の負担が重く、資金及び農地の確保が難しいといったことから、様々な融資や補助制度の周知、研修会等への参加を促し、就農者対策の強化が必要です。

平成28年度の目標及び活動計画については、参入目標数として2経営体で、面積が6.0haとし、そのための活動計画として、県、公社及び農協との関係機関と連携を図り、就農希望者に制度周知及び普及を随時行います。

「IV遊休農地に関する措置」です。

現状及び課題については、平成28年3月現在の現状は、管内の農地面積が3,702.8haで、遊休農地面積は0.4ha、割合にして0.01%です。課題としては、入善町に1筆だけ残った遊休農地は、これまでも地権者を指導してきましたが解消に至らない案件であり、実現可能な解消策の検討と、根気強い説得が必要です。

そこで、平成28年度の目標及び活動計画については、目標案が、遊休農地の解消面積0.4haで、目標設定の考え方は、耕作放棄地0haの町の実現を目指して目標を設定しました。

活動計画としては、農地の利用状況調査について、調査実施時期は6月から10月で、調査員数は23人、調査結果の取りまとめ時期は10月から11月で、調査方法としては、農業委員と事務局職員が協力して農地を巡回し、農地の全筆について利用状況調査を行うとしました。それを基に、12月に所有者への利用意向調査を行います。

最後に「V違反転用への適正な対応」です。

現状及び課題としては、管内の農地面積は3,702.4ha、違反転用面積は0haです。

課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を把握することはかなり困難であり、転用申請で初めて違反転用を発見するケースが大多数となっています。違反転用を防止するには、違反を発見して是正指導を行うよりも、住民意識を高めることが効果的であることから、啓発活動の更なる強化が必要と考えます。

そこで、平成28年度の活動計画については、違反転用の是正指導として、違反転用があった場合には早期解決に向けた指導・監視を行います。

違反転用の発生防止に向けた取組としては、8月ごろに農業委員会の一斉パトロールを実施したり、農業委員、事務局職員による個別パトロールを随時実施したりします。また、町のホームページ、リーフレット、のぼり旗を活用した啓発活動を通年でを行い、9月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行いたいと思います。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上です。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）は、今回決定されますと、再び町のホームページで公表されるということになりますので、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

遊休農地の件で、最後に0.4haだけ残った耕作放棄地について、どうにかしたいものですね。遊休農地のパトロールを今後も行い、耕作放棄地が増えないようにしていかなければいけません。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かご意見等はありませんか。

それでは、他に意見がないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第89号、入善町農業委員会の平成27年度の目標及

びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

まず、前回の委員会で提案いたしました、「熊本地震義援金」について、農業委員会積立金より支出しましたことを報告いたします。

次に、農林関係税制改正要望の取りまとめについてです。

毎年おこなっておりますが、今回は、適用期限の切れる特例措置について、存続の要望を行うものです。具体的な適用実績件数や金額を示して要望することとなっておりますので、実績等情報がありましたらご報告ください。

次に、富山県農業施策に関する政策提案についてです。これは、毎年、富山県農業会議が、県内各市町村農業委員会からの農業に対する意見をとりまとめ、富山県知事に対して農業施策の提案をするものです。今年も昨年同様に、農業施策に関する幅広い意見を集約したいと思っておりますので、ご意見をよろしくお願いします。

最後に農業者年金についてです。「平成28年度版農業者年金制度と加入推進」が全国農業会議所より届きましたので、配布いたします。加入の推進にご活用いただければ幸いです。

なお、年金に関連しまして、現在、受給者へ現況届提出をお願いしています。農業委員会に6月末日まで提出いただきますよう依頼してありますので、お問合せ等がありましたら、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

法人化した者やその従業員では、農業者年金の加入できません。個人経営で新規就農時に、年金制度について説明し加入推進していくことが大切かもしれません。

それでは、他にご意見等はございませんか。

（他に意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第23回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、7月4日 月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時26分）